

**相談者（Aさん）** 前回に引き続きペットの法的問題についての相談です。今回は、①ペットと近隣との関係、②ペットと事故について教えて下さい。まずは、町営アパートでのペット飼育の問題です。

**弁護士** お宅の町営アパートの場合、ペットの飼育を禁止するという条項が契約書に入っていましたね。建物賃貸借契約書でペットの飼育を禁止すること自体は、建物の損傷の恐れ、咬む・吠える、臭い等によって、同じアパートの住人が安全面や衛生面で生活上支障をきたすことが予想されますので合理性があり、裁判においても有効とされています（東京地裁平成七年七月一二日判決）。

**Aさん** 最近はずっとブームですので、犬や猫を飼いたいという住民も多くなっていますし、町営アパートでも現実に飼っていることがあるようです。先日も隣の住人が、契約に反して犬を飼い始めてしまい、鳴き声がうるさいので飼うのを止めるように町の方から注意して欲しいという要望が寄せられました。

**弁護士** 飼っているのはどんな犬で、鳴き声がどれ位の大きさなのか調べましたか。

**Aさん** チワワでとても小さい犬なのですが、鳴き声は結構大きいという話を聞きました。それで、私が現実に隣の部屋を訪ねました。そうすると、小さなチワワで騒がしているの

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第72回

# ペットをめぐる 法的問題 2

なっている以上、犬を飼うことは認められな  
いと思いますので、十分に説得して下さい。  
その際に、既に飼っているチワワについては、  
次の飼い主をしっかりと確保するなりして、  
前回紹介した動物愛護管理法の精神を遵守す  
ることが求められることも説明して下さい。

**Aさん** ところでクレームを付けてきた住人  
が飼っているという熱帯魚についてはどのよ  
うにすればよいでしょうか。

**弁護士** 熱帯魚もペットですが、それも禁止  
の対象になるというのはあまりに形式論だと思  
います。ペット禁止というのはペットを飼  
うことによって現実的な支障が生じることを  
想定したものですので、熱帯魚では建物所有  
者や他の住人に迷惑をかけるという具体的な  
事態は考えにくいことからすると、飼育は禁  
止されていないと考えられます。

**Aさん** 将来的にペットを飼いたい住人が多  
数派になってきた場合には、町営アパートを  
ペット飼育可に変更することも検討してよろ  
しいでしょうか。

**弁護士** 新しく建築して、新規に入居者を募  
集する町営アパートについてはペット飼育可  
とするのは問題ないでしょう。但し、これ  
まで飼育を禁止していたアパートを突然に飼  
育可と変更するのは問題です。人の嗜好は  
様々ですので、「ペット飼育禁止」だからこそ、

ここに入居したという住人の期待を裏切ることになってしまうからです。それは慎重に考えるべきです。

**Aさん** もう一つのペットと事故の問題については、①ペットが人に怪我をさせたケースと、②ペットが怪我をさせられたケースの双方について教えて下さい。初めのケースでは、先日町政だよりを配付しに行った町内会長が、玄関前でリードを外したままになっていた大型犬に足を噛みつかれて怪我をしたということがありました。この場合、損害賠償が認められるでしょうか。

**弁護士** 大型犬のリードを外していれば、その犬の性格にもよるのでしたが、訪問してきた他人に噛みつく可能性は否定できませんので、飼い主には過失があったとして不法行為による損害賠償の責任（民法七〇九条）を負う可能性が大きいと思います。また、動物が他人に損害を加えた場合、動物の占有者は民法七七八条により、原則は賠償責任が認められ、動物の種類、性質に従って相当の注意をもって管理をした場合のみ免責されるという無過失責任にも近い責任が認められています。きちんとした管理をしていないと不法行為による損害賠償の義務を負うことになりま

**Aさん** 今の事案とは少し違って、犬小屋に



長めのリードで繋いでいたところ、訪問者が犬が大好きで、撫でようとして犬小屋に近づいていって中型犬に急に噛みつかれて怪我をした場合はどうでしょうか。

**弁護士** なかなか微妙な事案だと思います。犬小屋があるということが判る状態なので、から、いくら犬好きでも近づく危険があることは理解できるはずですが、一方では飼い主としても長いリードでは犬小屋に近づく人に危険が及ぶことも想定できますので、「犬がいます」とか「猛犬注意」といった案内を出しておかないと相当の注意を払ったとは言えないという考え方もあり得ますね。

**Aさん** 次にペットが怪我をさせられたケースも教えて下さい。小さなテリアを公園で散

歩させていたら、同じく散歩していた大型犬が走って近づいてきて、勢いで首輪が外れてしまい、テリアに噛みついて大怪我を負わせたという事案は治療費の支払いが必要になるのでしょうか。

**弁護士** テリアも飼い主の所有物ですので、首輪が外れて怪我をさせた場合には、先ほど説明した不法行為が成立しますので損害を賠償しなければなりません。治療費は実損害ですので賠償の責任が認められます。

**Aさん** その場合、飼い主の慰謝料は認められるのでしょうか。

**弁護士** 名古屋高裁平成二〇年九月三〇日判決が、犬に交通事故で重い後遺障害が残った場合の飼い主の慰謝料請求を明確に認めています。次のような理由をあげています。「犬などの愛玩動物は飼い主との交流を通じて家族の一員としてかけがえのない存在となっていることが少なくない。そうした動物が不法行為によって死亡に匹敵するような障害を受けた場合には、飼い主も財産的損害だけでなく、精神的苦痛を受ける。」

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員